

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人イオンワンパーセントクラブ（以下「財団」という。）定款第17条第3項、第34条第3項及び第37条第5項の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に定める評議員をいう。
- (3) 顧問とは、定款第37条第1項の定める顧問をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。ただし、定款第17条第2項、第34条第2項及び第37条第4項に定める費用の弁済に必要な費用を含まないものとする。

(報酬等の範囲及び額)

第3条 役員、評議員及び顧問に対して理事会又は評議員会出席の都度、報酬等として1日につき一人一律30,000円（手取り）を支払うことができる。

(報酬等の辞退)

第4条 役員、評議員及び顧問の申し出により報酬等を辞退する場合は、前条に定める報酬等を支給しないことができる。この場合、あらかじめ当該役員、評議員又は顧問は辞退届出書を当財団に提出しなければならない。

(役員賞与等)

第5条 当財団は、役員等に対して、第3条に定める報酬等以外には、役員賞与及び役員退職手当その他これらに類する手当を支給しない。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬等は、現金ないし振込みにて適宜支給する。

(費用)

第7条 当財団は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 当財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき公益認定を受けた日から施行する。